

令和6年度 小学校給食実施計画

1 給食回数

学期・月	始業式・終業式等	給食開始日・終了日	実施回数
1学期 4月	8日(月) (始業式・入学式)	9日(火)開始 1年生: 22日(月)から	15回 (6回)
5月			21回
6月			20回
7月	19日(金)(終業式)	18日(木)終了	13回
小計			69回 (60回)
2学期 8月	27日(火)(始業式)	28日(水)開始	3回
9月			19回
10月			22回
11月			20回
12月	25日(水)(終業式)	24日(火)終了	17回
小計			81回
3学期 1月	8日(水)(始業式)	9日(木)開始	16回
2月			18回
3月	24日(月)(修了式)	21日(金)終了	14回
小計			48回
合計			198回 (189回)

※ 小学校2年生～6年生は年間198回実施する。

※ 小学校1年生は4月22日(月)から給食を開始し、年間189回実施する。

2 給食費

学年	単価	回数 (予定)	年額 (予定)	月額	3月調整額(予定)
1年	260円	189回	49,140円	4,500円	8,640円
2年	260円	198回	51,480円	4,500円	6,480円
3～4年	270円		53,460円	4,700円	6,460円
5～6年	280円		55,440円	4,800円	7,440円

(1) 給食費の納入(返金)

給食費は当該年4月から翌年2月まで、8月を除き10ヶ月分を上記月額で集金し、3月に「1食あたり単価×年間給食数」で精算調整して集金又は返金します。

ただし、1年生は当該年5月から翌年2月まで、8月を除き9ヶ月分を上記月額で集金し、3月に「1食あたり単価×年間給食数」で精算調整して集金又は返金します。

(2) 給食費の返金

- ① 病気や怪我等で給食を中止する場合において、届出のあった日から10日(土日祝日等を含む)以上引き続き中止する場合には、届出のあった日から5日目以降の分を返金します(私事都合による欠席は除く)。届出の意向があるが、すぐに提出できない場合は、保護者同意のうえ代筆も可とします。
- ② インフルエンザ等による学級閉鎖については、当日午前10時までに決定した場合、当日と翌日の2回を除いた3日目から返金します。
- ③ 上記①②返金精算は、年度末又は転校の際に行います。
- ④ 転校等で精算する場合、給食費は転校日までの食数を把握して金額を確定します。
- ⑤ 牛乳飲用を辞退する児童の牛乳代相当額の返金精算は3月に行います。

(3) 給食食数の注文方法

別紙「各校における給食食数の注文方法について」参照

令和6年度 中学校給食実施計画

1 給食回数

学期・月	始業式・終業式等	給食開始日・終了日	実施回数
1学期 4月	8日(月)(始業式) 9日(火)(入学式)	10日(水)開始	14回
5月			21回
6月			20回
7月	19日(金)(終業式)	18日(木)終了	13回
小計			68回
2学期 8月	27日(火)(始業式)	28日(水)開始	3回
9月			19回
10月			22回
11月			20回
12月	25日(水)(終業式)	24日(火)終了	17回
小計			81回
3学期 1月	8日(水)(始業式)	9日(木)開始	16回
2月			18回
3月	18日(火)(卒業式) 25日(火)(修了式)	24日(月)終了	14回
小計			48回
合計			197回

※ 中学校給食は、年間197回実施する。

※ 給食実施日は、学校行事にあわせて学校ごとに決定する。

2 給食費

(1) 1食あたり 340円

(2) 給食費の納入(返金)

- ① 中学校給食は選択制で実施し、給食費は前払い制とし、給食を選択した月の1日(金融機関が休業日にあたる場合は、翌営業日)に口座振替により集金します。
- ② 給食費の額は、各学校の学年ごとに定めた各月の給食回数に応じ「1食あたり単価 × 月間給食回数」で集金し学期ごとに精算します。8月分は9月分と合わせて集金します。

(3) 給食費の返金

- ① 病気や怪我等で給食を中止する場合において、届出のあった日から10日(土日祝日等を含む)以上引き続き中止する場合には、届出のあった日から5日目以降の分を返金します(私事都合による欠席は除く)。届出の意向があるが、すぐに提出できない場合は、保護者同意のうえ代筆も可とします。
- ② インフルエンザ等による学級閉鎖については、当日午前10時までに決定した場合、当日と翌日の2回を除いた3日目から返金します。
- ③ 上記①②返金精算は、給食中止や年度末又は転校の際に行います。
- ④ 転校等で精算する場合、給食費は転校日までの食数を把握して金額を確定します。
- ⑤ 牛乳飲用を辞退する生徒の牛乳代相当額の返金精算は学期ごとに行います。

(4) 給食食数の注文方法

別紙「各校における給食食数の注文方法について」参照